

令和 6 年 12 月 4 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

令和 6 年度 年末年始期間中の搬入等について（通知）

標題について、次のとおり通知します。

記

- 1 令和 6 年度 許可業者の年末年始搬入時間表（別紙 1）
- 2 12 月後半及び 1 月前半・1 月後半の搬入回数指示書交付日程等について（別紙 2）
- 3 阪神高速道路等の通行止め時の搬入振替（舞洲工場及び舞洲破碎）について（別紙 3）

搬入指示担当 嵯峨・泉谷

☎ 0 6 - 6 6 3 0 - 3 2 6 3

令和6年度 許可業者の年末年始搬入時間表

一般廃棄物指導課
(担当：06-6630-3263)

搬入先	昼夜	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)
舞洲	昼	通常どおり	9:00~12:00	9:00~12:00 13:00~16:00			搬入停止		通常どおり
	夜		17:00~23:00 翌1:00~9:00	17:00~23:00 翌1:00~9:00			17:00~23:00 翌1:00~9:00		
住之江	昼		9:00~12:00	9:00~12:00 13:00~16:00			9:00~12:00 13:00~16:00		
	夜		17:00~23:00 翌1:00~9:00	17:00~23:00 翌1:00~9:00		搬入停止	搬入停止	17:00~23:00 翌1:00~9:00	
平野	昼		9:00~12:00	9:00~12:00 13:00~16:00		搬入停止	9:00~12:00 13:00~16:00		
	夜		17:00~23:00 翌1:00~9:00	17:00~23:00 翌1:00~9:00		17:00~23:00 翌1:00~9:00			
西淀・東淀	昼		9:00~12:00	9:00~12:00 13:00~16:00		搬入停止	搬入停止		
	夜		17:00~23:00 翌1:00~9:00	17:00~23:00 翌1:00~9:00		搬入停止	搬入停止	17:00~23:00 翌1:00~9:00	
八尾	昼		9:00~12:00	9:00~12:00 13:00~16:00		搬入停止	搬入停止		
	夜		17:00~23:00 翌1:00~9:00	17:00~23:00 翌1:00~9:00		搬入停止	搬入停止	17:00~23:00 翌1:00~9:00	
舞洲破碎	昼		搬入停止	搬入停止	17:00~21:00		搬入停止		
	夜		搬入停止	搬入停止	17:00~21:00		搬入停止		

は搬入停止

※ 許可業者の専用車による中継地への資源ごみ、容器包装プラスチック搬入（昼間搬入のみ）

- (1) 資源ごみ・・・専用車による東北中継地及び東南中継地への搬入：年末は31日（火）まで。年始は4日（土）より。
(2) 容器包装プラスチック・・・専用車による舞洲中継施設への搬入：年末は31日（火）まで。年始は4日（土）より。

※ 八尾工場については、12月31日の21時までは搬入できませんが、21時を過ぎると搬入できませんのでご注意ください。

12 月後半及び 1 月前半・1 月後半の搬入回数指示書交付日程等について

搬入回数指示書交付日程について

区 分	交 付 日	交付方法
12 月後半 (12/16～12/31)	令和 6 年 12 月 12 日 (木)	メール
1 月前半 (1/1～1/15)	令和 6 年 12 月 25 日 (水)	メール
1 月後半 (1/16～1/31)	令和 7 年 1 月 14 日 (月)	メール

12 月 25 日～1 月 6 日の搬入回数追加・交換受付

<電子申請>

電子申請完了日時	回数反映予定日時
令和 6 年 12 月 25 日 15 時～令和 6 年 12 月 26 日 15 時	令和 6 年 12 月 26 日 17 時
令和 6 年 12 月 26 日 15 時～令和 6 年 12 月 27 日 15 時	令和 6 年 12 月 27 日 17 時
令和 6 年 12 月 27 日 15 時～令和 7 年 1 月 6 日 15 時	令和 7 年 1 月 6 日 17 時

※ 電子申請は各日 15:00 までの申請分を処理します。
(15:01 以降の申請分は翌開庁日の処理となります。)

<搬入回数追加・交換の受付窓口>

- ◇ 年末＝12 月 27 日 (金) まで通常どおりの受付
- ◇ 年始＝1 月 6 日 (月) より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9 : 00～17 : 30 (12 : 15～13 : 00 を除く)
- ◇ 12 月 28 日～1 月 5 日は閉庁のため受付業務は実施しません。

<臨時増車等の受付窓口>

1 受付

- ◇ 年末＝12 月 27 日 (金) まで通常どおりの受付
- ◇ 年始＝1 月 6 日 (月) より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9 : 00～17 : 30 (12 : 15～13 : 00 を除く)
- ◇ 12 月 28 日～1 月 5 日は閉庁のため受付業務は実施しません。

2 注意事項

- (1) 一般廃棄物指導課へ必ず事前に来庁し、承認手続きを行ってください。
- (2) 承認を受けた後、受入施設 (焼却工場・破砕) へ搬入してください。
- (3) 届出の使用期間は、搬入回数指示の期間内とし、各期にまたがる場合は、それぞれの期間について個別に使用の届出を行ってください。

(裏面へつづく)

3 承認車両の故障等で臨時車両により緊急用 IC カードを使用した場合（閉庁時）

- （１） 事前に受入施設（焼却工場・破砕）へ臨時車両を使用する旨直接連絡し、必ず承認を受けてください。
- （２） 承認を受けた後、緊急用 IC カードを使用して受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- （３） 直近の開庁日に、一般廃棄物指導課窓口で承認手続きを行い、併せて緊急用自動計量システム IC カード使用報告書を提出してください。

※ 事前連絡・承認手続きのない場合は搬入できません。

阪神高速道路等の通行止め時の 搬入振替（舞洲工場及び舞洲破碎）について

年末年始期間中（令和 6 年 12 月 29 日～令和 7 年 1 月 3 日）に阪神高速道路、此花大橋が凍結等により通行止めとなった場合、次のとおり取り扱いますのでご協力をお願いします。

なお、夢舞大橋が通行止めの場合、阪神高速道路を経由してください。

① 年末年始期間中（1 月 1 日～2 日夜間を除く）

- ◇舞洲工場 → 舞洲工場以外の全工場（※舞洲工場分回数で搬入）
ただし、八尾工場については、29 日夜間、30 日夜間、
31 日 21:00～翌 1 日 9:00 は搬入できません。
- ◇舞洲破碎 → 搬入できません。

② 1 月 1 日～2 日夜間

- ◇舞洲工場 → 平野工場（※舞洲工場分回数で搬入）

※阪神高速道路等の通行止めが解除された場合は舞洲工場・舞洲破碎へ搬入してください。

〔参 考〕**【阪神高速交通情報電話番号】**

阪神高速テレホンサービス（24 時間対応）06-6576-1620

【此花大橋の交通情報電話番号】

大阪港湾局防災センター時間外等緊急連絡 06-6572-2688

【振替工場電話番号】

西淀工場：06-6472-3000 平野工場：06-6707-3753

東淀工場：06-6327-4541 住之江工場：06-6686-8000

八尾工場：072-923-4226 舞洲工場：06-6463-4153

※年末年始には、自動応答ガイダンスが流れる場合がありますが、ガイダンスの指示に従って電話機のボタンを操作することで、工場職員と通話ができます。